

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

# 保険料の支払い方法に「口座振替」が選択できます

国において、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料の納付方法が見直されまし

た。現在特別徴収（年金からの引き去り）により保険料を支払っている人、または今後保険料の支払い方法が特別徴収に切り替わる予定の人は、「口座振替」による支払いが選択できます。

【問合せ先】高齢者医療保険グループ（0798・35・3110）

## 口座振替への変更手続き

口座振替による支払いを希望する場合は、下記の手続き方法にしたがって手続きしてください。1月30日までに手続きをした人は、4月から特別徴収が中止されます。2月以降に手続きをした場合には、手続きの時期により特別徴収の中止時期が異なりますので、「」を承ってください。

①金融機関で口座振替の申込を行う  
「口座振替申込書」（市内各金融機関にあります）を提出し、本人控えを受け取ってください。

②市役所窓口で手続きする  
高齢者医療保険グループ（市役所本庁舎1階）または各支所、アクタ西宮ステーションの窓口で、変更の申し出をしてください。

③国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

④国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

⑤国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

⑥国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

⑦国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

⑧国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

⑨国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

⑩国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

病院の窓口で支払う医療費は、加入している医療保険制度ごとに1カ月の自己負担限度額

## 75歳到達月に特例措置「自己負担限度額」が2分の1に

75歳に到達した月については、自己負担限度額が2分の1になります。

特例の対象になるケースと必要な手続きは以下のとおりです。なお、この特例は20年4月診療分までさかのぼって適用される

①国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

②国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

③国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

④国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

⑤国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険に加入している場合と比べ、その月の支払い額が最大で2倍になることがあります。

## ＜口座振替への変更手続き＞

金融機関および市役所での手続きが必要です

①金融機関の窓口  
口座振替の申込を行ってください。（各支所・市内金融機関等にある「口座振替申込書」を提出し、本人控えを受け取る）

【持ち物】  
●後期高齢者医療被保険者証  
●金融機関届出印

②市役所の窓口（市役所本庁舎、各支所、アクタ西宮ステーション）  
納付方法の変更を申し出てください。

【持ち物】  
●口座振替申込書（本人控え）  
●後期高齢者医療被保険者証  
●印鑑（認め印）  
●納付方法変更申出書

## 社会保険料控除としての申告

長寿医療制度の保険料を、特別徴収（年金からの引き去り）により支払っている場合、被保険者本人に「社会保険料控除」が適用されます。

支払い方法を特別徴収から口座振替に変更した場合は、世帯主や配偶者などの振替口座の口座名義人が、社会保険料控除の

ための手続きは不要です。なお、高額療養費の払い戻しがある場合、受診の約3カ月後に国民健康保険グループ、兵庫県後期高齢者医療広域連合等から「高額療養費支給申請の案内」が郵送されますので、手続きしてください。

②③の場合：国民健康保険グループ（0798・35・3120）  
※長寿医療制度については高齢者医療保険グループ（0798・35・3192）へ、勤務先等の健康保険に関する手続きは加入していた健康保険へ問合せを

## ○国民健康保険○

### 「出産育児一時金」

38万円に引き上げ



1月から、通常分へんにもかかわらず重度脳性まひとなっ

た子どもへの補償等を目的にした「産科医療補償制度」（以下、制度という）が始まりました。

制度に加入する医療機関が掛金を負担しますが、これに伴う出産費用の上昇が見込まれます。

このため、国民健康保険から支給する「出産育児一時金」の支給額が38万円に引き上げられました。

対象になるのは、「平成21年

寒い時期は対策を！

## 水道管の凍結に

### 「」注意ください

この時期、冷え込みの厳しい朝は、水道管が凍結して水が出ないことがあります。

屋外で水道管がむき出しになっている場合や、北側の日当たりの悪いところにある蛇口や水道メーターなどは注意してください。

## 布などで防寒を

むき出しの水道管は、水道局・水道業者・ホームセンター

1月1日以降に、制度に加入している分へん機関で妊娠22週以上の分へんをした場合「」です。

なお、対象にならない分へんの場合の出産育児一時金は、従前どおり35万円です。

出産育児一時金の支給申請は、国民健康保険グループ（市役所本庁舎1階）0798・35・3120で行ってください

（会社員などは勤務先等での健康保険へ問合せを）。必要書類などは次のとおりです。

【出産育児一時金の手続きに必要なもの】制度の対象にならない分へんの場合⑤は不要①国民健康保険被保険者証②印鑑（認め印）③振込先（ゆうちょ銀行、郵便局は除く）がわかるもの④出生届出済証明を受けた母子健康手帳または出生証明書⑤制度対象の分へん（注）であることを証明する印が押された分へん機関の領収書等

（注）制度対象の分へんの要件は、制度の補償対象になる分へんの要件とは異なります

市立中央病院は、4月以降に実施する「人間ドック」の受診申込を2月3日午前9時から随時受け付けます。申込は受診希望日の2週間前までに下記の問

## 市立中央病院 4月以降の人間ドック

2月3日午前9時から申込を受付

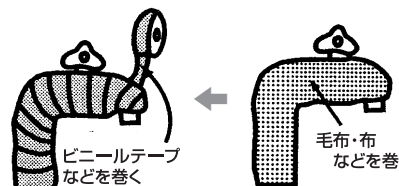


市立中央病院は、4月以降に実施する「人間ドック」の受診申込を2月3日午前9時から随時受け付けます。申込は受診希望日の2週間前までに下記の問

：午前9時～午後4時

※同病院のホームページ http://www.nishi.or.jp/byouin/ もご覧ください

## 水道管の凍結対策



水道管が破裂したときは止水栓を閉めて水を止めてください。その後、水道局が最寄りの水道局指定の給水装置工事業者に修理を申し込んでください。

## 凍ってしまった場合

水道管が凍って水が出ないときは、自然に解けるのを待つか、凍結した箇所の蛇口を開けてからタオルをかぶせ、その上からゆっくとぬるま湯をかけて解かします。急に熱湯をかけると破裂する恐れがあります。外出するときは、凍った蛇口を開けたままにせず、必ず閉め

【問合せ先】水道局電話受付センター（0798・32・201）または0797・61・1703または078・904・2481 ※水道局指定給水装置工事業者については給水装置課（0798・32・2000）

4月から、従来から実施している半日コースと1泊2日コースに加え、新たに「1日コース」（一般検査、脳検査、動脈硬化の検査を実施。一部、院外での検査あり）が始まります。また、1日コースと1泊2日コースのオプション項目に「PET-CT検査」が加わります。

なお、受付開始日は電話が大量混み合いますので、各コースの内容・料金など詳しくは、事前にお問い合わせください。

【問合せ先】健康管理センター（0798・64・1515）

午前9時～午後4時

※同病院のホームページ http://www.nishi.or.jp/byouin/ もご覧ください

市立中央病院は、4月以降に実施する「人間ドック」の受診申込を2月3日午前9時から随時受け付けます。申込は受診希望日の2週間前までに下記の問

：午前9時～午後4時

※同病院のホームページ http://www.nishi.or.jp/byouin/ もご覧ください

市立中央病院は、4月以降に実施する「人間ドック」の受診申込を2月3日午前9時から随時受け付けます。申込は受診希望日の2週間前までに下記の問